

実習及び演習の取扱い

【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】

- 1 実習は、原則として、講義、演習をすべて履修した後に実施する。
- 2 実習実施前には、実習施設等の利用者の健康、安全及び人権等を配慮し、実習に関する必要なオリエンテーションを実施する。
- 3 実習は、原則として開所から1年以上経過した施設等において実施する。
- 4 研修事業者は、実習施設等と受講者受け入れに関しての承諾書（参考1）を取り交わし、実習受け入れ施設の実習指導者と連携して実習計画書（参考2）を定め、申請書又は実施届に添付する。
- 5 研修事業者は、実習施設等と連絡を取り、受講者の出欠及び実習状況を常に把握し、受講者の安全な実習に留意する。また、受講者に実習に関する記録等を作成させることにより、必要な実習が確実に行われていることを確認する。
- 6 同一コースの受講者が、均一で質の高い実習を受講できるよう、研修事業者は実習先の確保に努める。また、やむを得ない理由によって弾力的運用を取り入れ模擬実習を行う場合には、受講者間に不均衡が生じないように留意し、実施する。

教科名	取扱い
在宅サービス提供 現場見学(8時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法による居宅介護指定事業者に（3時間×1回以上）同行する。また、生活介護若しくは自立訓練の指定事業者、若しくは児童発達支援、放課後等デイサービスの指定事業者が行うデイサービスのサービス提供現場見学を行う。 ・ やむを得ない理由によって、実習先の確保が難しい場合には、見学時間の概ね半数を超えない範囲内で、視聴覚教材による学習をもって同行訪問見学に代えることができる。その場合は、下記に留意し実施すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 在宅サービスの提供に係る内容であること。 ② 貸出し等による個別学習は、認められない。 ③ 具体的な実施方法について実習実施計画書に記載すること。

- 7 演習のうち、「介護技術入門」については、受講者数に応じ補助講師を配置すること。

受講者数	講師及び補助講師
12人以下	1人（主講師のみ）以上
13人以上24人以下	2人（主講師＋補助講師1人）以上
25人以上40人以下	3人（主講師＋補助講師2人）以上

- 8 演習に必要な備品は、適切な種類と受講者数に応じた数量を確保する。なお、このうち、介護用ベッド、車いす、ポータブルトイレ、浴槽は受講者数に応じて下記台数以上必ず備えること。

受講者数	必要数
6人以下	1台以上
7人以上12人以下	2台以上
13人以上18人以下	3台以上
19人以上24人以下	4台以上
25人以上32人以上	5台以上
33人以上40人以下	6台以上

【重度訪問介護従業者養成研修課程】（基礎課程・追加課程・統合課程）

- 1 実習は、原則として、講義をすべて履修した後に実施する。
- 2 実習実施前には、実習施設等の利用者の健康、安全及び人権等を配慮し、実習に関する必要なオリエンテーションを実施する。
- 3 実習に要する備品を適切に確保すること。
- 4 実習講師以外に講師を補助する者を受講者数に応じて確保すること。

受講者数	講師及び補助者
10 人まで	1 人（主講師のみ）以上
11 人～20 人	2 人（主講師＋補助者 1 人）以上
21 人～30 人	3 人（主講師＋補助者 2 人）以上
31 人～40 人	4 人（主講師＋補助者 3 人）以上

- 5 研修事業者は、実習施設等と受講者受け入れに関する承諾書（参考 1）を取り交わし、実習受け入れ施設の実習指導者と連携して実習計画書（参考 2）を定め、申請書又は実施届に添付する。
- 6 研修事業者は、受講者の出欠及び実習状況を常に把握し、受講者の安全な実習に留意する。また、受講者に実習に関する記録等を作成させることにより、必要な実習が確実に行われていることを確認する。
- 7 同一コースの受講者が、均一で質の高い実習を受講できるよう、研修事業者は実習先の確保に努める。
- 8 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習及び外出時の介護技術に関する実習は、実習時間数の概ね半数を超えない範囲で、基礎的な介護技術に関する演習及び外出時の介護技術に関する演習にそれぞれ代えることができる。
その場合は、タイムスケジュール及び具体的な演習内容・実施方法等を記載した演習の計画書を申請書又は実施届に添付すること。また、講師を補助する者を実習同様必要人数確保すること。

（基礎課程）

教科名	取扱い
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 （5 時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助を行う事業所等とする。 ・障害支援区分 4 以上の肢体不自由者を対象に含む事業所又は施設で行う。 ・当事者参加の上で、実習可能な設備がある場所（自宅を含む）における実習も可。 ・実習時間の概ね半数を超えない範囲内で、演習に代えることができる。 ・演習では、抱きかかえ方や移乗の方法、排泄・食事・衣服着脱等生活行為の介助方法などを習得する。 ・車いす、ベッド、収尿器、食物、スプーン、衣服（上下）等の使用備品を適切に確保する。
外出時の介護技術に関する実習 （2 時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、肢体不自由者（児）の移動支援を行う市町村又は事業所等とする。 ・平地、階段、エレベーター、エスカレーター、乗り物（バス、電車等）を利用する実習場所を適切に確保する。 ・実習時間の概ね半数を超えない範囲内で、演習に代えることができる。 ・演習では、車いすへの移譲に際しての抱きかかえ方や移乗の方法、平地、階段での移動方法、外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法などを習得する。 ・車いす、収尿器、食物、スプーン、衣服（上下）等の使用備品を適切に確保する。

(追加課程)

教科名	取扱い
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助を行う事業所等とする。 ・障害支援区分5又は6の肢体不自由者を対象に含む事業所又は施設で行う。 ・当事者参加の上で、実習可能な設備のある場所（自宅を含む）における実習も可。

(統合課程)

教科名	取扱い
喀痰吸引等に関する演習（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引等研修実施要綱（平成24年3月30日社援発0330第43号）による内容で行うこと。 ・講師の数は、喀痰吸引等研修の実施要件として必要な人数を、受講者数に応じて確保すること。
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助を行う事業所等とする。 ・障害支援区分4以上の肢体不自由者を対象に含む事業所又は施設で行う。 ・当事者参加の上で、実習可能な設備のある場所（自宅を含む）における実習も可。 ・実習時間の概ね半数を超えない範囲内で、演習に代えることができる。 ・演習では、抱きかかえ方や移乗の方法、排泄・食事・衣服着脱等生活行為の介助方法などを習得する。 ・車いす、ベッド、収尿器、食物、スプーン、衣服（上下）等の使用備品を適切に確保する。
外出時の介護技術に関する実習 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、肢体不自由児・者の移動支援を行う市町村又は事業所等とする。 ・平地、階段、エレベーター、エスカレーター、乗り物（バス、電車等）を利用する実習場所を適切に確保する。 ・実習時間の概ね半数を超えない範囲内で、演習に代えることができる。 ・演習では、車いすへの移譲に際しての抱きかかえ方や移乗の方法、平地、階段での移動方法、外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法などを習得する。 ・車いす、収尿器、食物、スプーン、衣服（上下）等の使用備品を適切に確保する。
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 (3.5時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・実習対象施設は、重度訪問介護を行う事業所、居宅介護を行う事業所、障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助を行う事業所等とする。 ・障害支援区分5又は6の肢体不自由者を対象に含む事業所又は施設で行う。 ・当事者参加の上で、実習可能な設備のある場所（自宅を含む）における実習も可。

【重度訪問介護従業者養成研修課程】（行動障害支援課程）

- 1 演習は、必ずしも全ての講義科目終了後に行う必要はないが、その内容に応じて、演習を行う上で必要な知識に係る講義の後に行うなど、効果的な位置で行うこと。
- 2 具体的な演習計画を定めること。タイムスケジュール及び具体的な実施方法及び演習内容を記載した演習計画書（参考3）を申請書又は実施届に添付すること。

本課程は「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」と同様の内容であることから、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク作成の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」の

プログラムを参考にするなどして、別紙1「カリキュラム及び免除規定の取扱い」別表1に示す科目の内容について適切かつ効果的に支援技術の習得ができるよう、計画を作成すること。

- 3 演習におけるグループワークは、1グループ最大8名程度とすること。また、各グループに補助者（グループワークを適切に進行するための助言者等）を付け、進行管理をすること。

補助者の数は、最低2グループごとに1人は付けること。

【同行援護従業者養成研修課程】

- 1 演習は原則として、講義をすべて履修した後に実施すること。
- 2 演習に必要な備品（点字器、ポータブルレコーダー、白杖、単眼鏡等）は、受講生に応じた数量を確保すること。
- 3 演習講師以外に講師を補助する者を受講者数に応じて確保すること。

受講者数	講師及び補助者
10人まで	1人（主講師のみ）以上
11人～20人	2人（主講師+補助者1人）以上
21人～30人	3人（主講師+補助者2人）以上
31人～40人	4人（主講師+補助者3人）以上

- 4 適切かつ効果的に支援技術の習得ができるよう、具体的な演習計画を定めること。タイムスケジュール及び具体的な演習内容・演習方法を記載した演習計画書（参考3）を申請書又は実施届に添付すること。
- 5 応用課程における「交通機関の利用」については実際の公共機関等を利用した上で行うこと。なお研修事業者は適切な演習が実施できるよう、事前にオリエンテーションを行うこと。
- 6 研修事業者は、受講者の出欠及び演習状況を常に把握し、受講者の安全に配慮した演習に留意すること。
- 7 当事者の参加に努めること。

【行動援護従業者養成研修課程】

- 1 演習は、必ずしも全ての講義科目終了後に行う必要はないが、その内容に応じて、演習を行う上で必要な知識に係る講義の後に行うなど、効果的な位置で行うこと。
- 2 具体的な演習計画を定めること。タイムスケジュール及び具体的な実施方法及び演習内容を記載した演習計画書（参考3）を申請書又は実施届に添付すること。

本課程は「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）」と同様の内容であることから、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク作成の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）」のプログラムを参考にするなどして、別紙1「カリキュラム及び免除規定の取扱い」別表1に示す科目の内容について適切かつ効果的に支援技術の習得ができるよう、計画を作成すること。

- 3 演習におけるグループワークは、1グループ最大8名程度とすること。また、各グループに補助者（グループワークを適切に進行するための助言者等）を付け、進行管理をすること。

補助者の数は、次の人数を確保すること。

科目名	補助者の数
基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	最低2グループに1人は付けること
障害特性の理解とアセスメントに関する演習 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習 記録に基づく支援の評価に関する演習 危機対応と虐待防止に関する演習	各グループに1人付けること

参考1

実習施設承諾書

年 月 日

研修事業者様

(所在地) 〒

(法人名)

(代表者名)

(電話)

印

貴団体の実施する居宅介護従業者等養成研修の実習施設として、次のとおり受講者の受け入れを承諾します。

1. 研修課程

- ・障害者居宅介護従業者基礎研修
 - ・重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程 ・ 追加課程 ・ 統合課程）
- *該当するものを○で囲んでください。

- 2・実習の種類 在宅サービス提供現場の見学
基礎的な介護と重度肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習
外出時の介護技術に関する実習
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
その他（ ）
- *該当するものを○で囲んでください。

3. 実習施設名と実習指導者

*同一法人が設置する2箇所以上の施設等で実施する場合は、実習施設名と実習の種類をすべて記載してください。

施設名等： (事業所番号)

実習指導者：

4. 実習受入期間及び受入人数

年 月 日 ～ 年 月 日 (名)

5. 実習時間 原則として 時 分 ～ 時 分 (時間) × 日

*実習形態が複数ある場合は、その旨お書き添えください。

6. 実習謝礼 一日(1回)あたり 円

7. 実習時の注意事項等

*実習施設承諾書は、原則として1研修ごとに作成してください。

参考2 実習計画書（参考様式） *実施する課程に合わせ適宜作成する。

※障害者居宅介護従業者基礎研修 在宅サービス提供現場の見学の場合

実習計画書

事業者名 _____

<科目名：在宅サービス提供現場の見学 計8時間>

○居宅介護同行実習

実施期間		〇〇年〇月〇〇日～ 〇〇年〇月〇〇日		
時間数		時間× 日＝ 時間		
事業所 種別	設置者名 (法人名)	実習施設名	実習指導者名	実習者人数
		所在地		
				名 (1日 名)
				名 (1日 名)
				合計 名

(実習実施方法)

(実習実施内容)

○生活介護現場見学実習

実施期間		〇〇年〇月〇〇日～ 〇〇年〇月〇〇日		
時間数		時間× 日＝ 時間		
事業所 種別	設置者名 (法人名)	実習施設名	実習指導者名	実習者人数
		所在地		
				名 (1日 名)
				名 (1日 名)
				合計 名

(実習実施方法)

(実習実施内容)

※重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）の場合
実習計画書

事業者名 _____

○基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習

実施期間		〇〇年〇月〇〇日～ 〇〇年〇月〇〇日		
時間数		時間× 日＝ 時間		
事業所 種別	設置者名 (法人名)	実習施設名	実習指導者名	実習者人数
		所在地		
				名 (1日 名)
				名 (1日 名)
				合計 名

(実習実施方法)

(実習実施内容)

○外出時の介護技術に関する実習

実施期間		〇〇年〇月〇〇日～ 〇〇年〇月〇〇日		
時間数		時間× 日＝ 時間		
事業所 種別	設置者名 (法人名)	実習施設名	実習指導者名	実習者人数
		所在地		
				名 (1日 名)
				名 (1日 名)
				合計 名

(実習実施方法)

(実習実施内容)

参考3 演習計画書（参考様式） *実施する課程に合わせ適宜作成する。

※重度訪問介護従業者養成研修 行動障害支援課程の場合

重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）演習計画書

事業者名 _____

○基本的な情報収集と記録等の共有（1時間）
（実施方法）

（タイムスケジュール及び実施内容）

○行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解（3時間）
（実施方法）

（タイムスケジュール及び実施内容）

○行動障害の背景にある特性の理解（1.5時間）
（実施方法）

（タイムスケジュール及び実施内容）

※同行援護従業者養成研修一般課程の場合

同行援護従業者養成研修（一般課程）演習計画書

○基本技能(4時間)

1 実施方法

2 タイムスケジュール及び実施内容

○応用技能(4時間)

1 実施方法

2 タイムスケジュール及び実施内容